

賃貸借契約書(案)

一般社団法人山陰インバウンド機構(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(貸借物件)

第1条 乙は、その所有する次の物件(以下「貸借物件」という。)を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

物件の表示

物件名	(一社)山陰インバウンド機構事務所内 ネットワークシステム更新
仕様	別添仕様書のとおり
設置場所	一般社団法人山陰インバウンド機構 (鳥取県米子市末広町 311 米子駅前ショッピングセンター4F)

(用途)

第2条 甲は、貸借物件を(一社)山陰インバウンド機構パソコンの用に供するものとする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(賃借料)

第4条 貸借物件の賃借料は、次のとおりとする。

総額 金 円(うち、消費税及び地方消費税の額 円)
なお、月額詳細は、別紙のとおりとする。

2 前項に規定する賃借料の各年度における支払い限度額は、次のとおりとする。

令和3年度	金	円(うち、消費税及び地方消費税の額	円)
令和4年度	金	円(うち、消費税及び地方消費税の額	円)
令和5年度	金	円(うち、消費税及び地方消費税の額	円)
令和6年度	金	円(うち、消費税及び地方消費税の額	円)
令和7年度	金	円(うち、消費税及び地方消費税の額	円)

3 賃貸借期間に1月未満の端数があるときは、賃借料は日割計算により算出した金額とする。

(賃借料の支払い等)

第5条 乙は、1月ごとにその期間の満了後の賃借料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払わなければならない。

(契約保証金)

第6条 (A)乙が、甲に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B)乙が、甲に納付すべき契約保証金は、 円とする。

(公租公課)

第7条 貸借物件に関する公租公課は、乙の負担とする。

(売却の制限等)

第8条 乙は、甲の承諾を得ないで貸借物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、貸借物件に抵当権、質権その他形式のいかんを問わず、甲の貸借物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第9条 甲は、乙の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は貸借物件を転貸してはならない。

(貸借物件の現状変更)

第10条 甲は、貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承認を受けなければならない。

(契約内容の変更等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(協議解除)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約の全部又は一部解除することができる。

2 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に關与させているときは、甲は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(貸借物件の返還)

第14条 甲は、貸借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の負担においてこの貸借物件を原状に回復して乙に返還しなければならない。ただし、貸借物件を現状において返還することを乙が認めたときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 15条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第 16条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第13条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 18条 この契約書に定めない事項又はこの契約に関して疑義があるときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取県米子市末広町 311
米子駅前ショッピングセンター4F
一般社団法人山陰インバウンド機構
代表理事 福井 善朗

乙

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 乙はこの契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。